

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 農林振興事業 &gt;</p> <p>(1) 水田農業構造改革対策事業            今年度から始まる新たな米政策に伴い、従来の水田農業経営確立対策事業から水田農業構造改革対策事業へと変更となり、生産調整の方式も大きく変わることとなりました。            産地づくり交付金は、活用方法に差異があるため統一することが適当と思われれます。            浜坂町の集落転作推進活動事業については、地域での産地形成推進のため引き継ぐことが適当と思われれます。ただし、基準については見直す必要があると思われれます。</p> <p>(2) 利子補給事業            浜坂町の農業振興資金及び温泉町の近代化資金にかかる利子補給は、資本装備の高度化及び経営の近代化のため必要であり統合することが適当と思われれます。</p> <p>(3) 団体・組織            2町の農会長協議会は、農業施策の推進及び各農会への窓口としても必要であり再編することが適当と思われれます。補助金については、再編する組織、事業、活動内容を鑑み調整することが適当と思われれます。            その他の農業者団体、農業生産組織への定額助成については、自主自立を基本に各団体・組織と協議を行い、廃止の方向で調整することが適当と思われれます。なお、団体・組織で事業を行う場合には、別途町単独助成事業等により適時適切な支援を行うことが適当と思われれます。</p> <p>(4) 事業助成            2町でそれぞれ目的、内容、単価等の異なる町単独の事業助成を行っています。新町における新たな農業振興施策の策定が必要であります。農業者、生産組織、各種団体への定額助成は基本的に廃止の方向で調整を行い、必要な事業については適時適切な助成が行えるよう再編することが適当と思われれます。            ただし、施設整備等補助金については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上、統一することが適当と思われれます。</p> <p>(5) 土地改良事業            土地改良事業にかかる農業用施設の維持管理は、地元で行うことが望ましいため現行の町単独分担金は廃止し、施設の修繕工事が発生した場合は、上記事業助成において対応することが適当と思われれます。</p> <p>(6) 林道等整備事業            林道整備事業にかかる分担金は、対象、分担率が異なりますが、浜坂町の例により統一することが適当と思われれます。なお、峰越林道については、開通後町道認定となることから地元負担金は徴収しないことが適当と思われれます。            作業道開設事業にかかる補助金は、ほぼ同一の内容のため温泉町の例により統一することが適当と思われれます。            温泉町で実施の枝打推進事業にかかる補助金については、造林事業の推進及び適正な管理の面から引き継ぐことが適当と思われれます。</p> <p>(7) 有害鳥獣対策事業            有害鳥獣の駆除、防除にかかる捕獲檻(柵)、防護柵等の設置補助金は、農地等の適正な維持管理の面から必要であり、温泉町の例により統一することが適当と思われれます。            ただし、事業の実施にあたっては、県の補助制度を優先し、適応できない場合のみ対応することが望ましいと思われれます。</p> <p>(8) 緑化推進事業            浜坂町の緑の募金は、巨樹保存など緑化による環境保全のため引き継ぐことが適当と思われれます。            温泉町の緑化推進事業は、他の助成事業で対応しており現在は実施していないため廃止することが適当と思われれます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>&lt; 畜産振興事業 &gt;</p>		
<p>(1) 団体・組織</p>		
<p>浜坂町の和牛振興組合及び温泉町の和牛振興会は、幹旋会の実施や活動推進の面から統一できるように調整に努めることが適当と思われます。</p>		
<p>補助金については、事業内容、決算状況等精査の上、決定する必要があると思われます。</p>		
<p>(2) 共進会等</p>		
<p>浜坂町の子牛品評会及び温泉町の子牛共進会は、和牛改良と畜産振興の意欲・技術等の向上のため統一することが適当と思われます。</p>		
<p>2才雌牛共進会は、県畜産共進会出場牛の選抜のため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>県畜産共進会にかかる補助金については、2町とも同一のため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>(3) 互助共済事業</p>		
<p>温泉町の子牛流死産互助共済事業は、農家の経済的損失補填による生産意欲の向上と経営安定のため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>(4) 利子補給制度</p>		
<p>子牛代金前払制度利子補給は、2町とも同一の内容であり、子牛生産から販売までの期間の経営安定に資するため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>温泉町の但馬牛肥育事業利子補給は、繁殖・肥育の一貫経営を目指す農家のためにも継続することが適当と思われます。</p>		
<p>(5) 優良牛確保事業</p>		
<p>浜坂町の優良雌子牛保留対策事業及び温泉町の優良牛確保事業は、補助金の単価及び区分に差異がありますが、増頭につながる制度でもあり、温泉町の例を基本に見直しの上継続することが適当と思われます。</p>		
<p>(6) 肉用牛貸付事業</p>		
<p><u>浜坂町で実施している町有雌牛貸付事業は、肉用牛の育種改良のため町が農家に貸付を行っていますが、平成15年度から、たじま農協において県産繁殖素牛増頭推進事業の一環に預託事業が新設されており、町行政の当初の目的は達成できた状況であります。今後は、たじま農協の預託事業へ移行し、町の貸付事業の新規貸付は中止し、飼養期間の満了をもって、廃止の方向で調整することが適当と思われます。</u></p>		
<p>(7) 施設整備事業</p>		
<p>町単独の施設整備事業は、飼養管理の効率化、向上及び増頭の面から、温泉町の例を基本に見直しの上引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>(8) 施設管理</p>		
<p>浜坂町の肉用牛管理施設及び温泉町の肉用牛生産施設は、利用形態等を勘案すると、受益者が管理することが望ましく、譲渡を含め検討する必要があると思われます。ただし、譲渡先との調整もあり当分の間は現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>&lt; 水産振興事業 &gt;</p>		
<p>(1) 内水面漁業</p>		
<p>岸田川漁業協同組合は、岸田川における魚類の繁殖保護対策として稚魚等の放流や生息調査、研究及び保全活動等を行っています。</p>		
<p>河川の資源保護、環境保全、整備のためにも引き継ぐ必要があると思われませんが、団体・組織に対する定額助成は廃止することが適当と思われます。</p>		
<p>稚魚等の放流事業は、事業内容に差異がありますが、資源の繁殖保護のため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>外来魚駆除事業は、在来の水産動物への影響及び内水面漁業の被害を防ぐため引き継ぐことが適当と思われます。</p>		
<p>(2) 海面漁業</p>		
<p>アワビ等中間育成種苗導入事業は、栽培漁業の振興及び資源管理のため継続することが適当と思われます。</p>		
<p>漁船建造資金利子補給事業及び漁獲共済加入促進事業は漁業者の経営の強化及び安定のため継続することが適当と思われます。ただし、利子補給事業については、但馬沿海市町の実施状況を勘案し、見直すことが適当と思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
<p>2. 調整方針</p> <p>&lt; 農林振興事業 &gt;</p> <p>(1) 水田農業構造改革対策事業 産地づくり交付金は、平成17年度から統一する。 集落転作推進活動事業は、見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(2) 利子補給事業 利子補給は、統合する。</p> <p>(3) 団体・組織 農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は廃止の方向で調整する。</p> <p>(4) 事業助成 町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上統一する。</p> <p>(5) 土地改良事業 土地改良事業にかかる農業用施設の町単独修繕工事分担金は、廃止する。</p> <p>(6) 林道等整備事業 林道整備事業にかかる分担金は、浜坂町の例により統一する。 作業道開設事業及び枝打推進事業にかかる補助金は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(7) 有害鳥獣対策事業 有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。</p> <p>(8) 緑化推進事業 緑の募金は、浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は、廃止する。</p> <p>&lt; 畜産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 団体・組織 和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 共進会等 子牛品評会と子牛共進会は統一し、2才雌牛共進会及び県畜産共進会にかかる補助金は、引き継ぐ。</p> <p>(3) 互助共済事業 子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>(4) 利子補給制度 子牛代金前払制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は、引き継ぐ。</p> <p>(5) 優良牛確保事業 優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(6) 肉用牛貸付事業 肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。</p> <p>(7) 施設整備事業 施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上引き継ぐ。</p> <p>(8) 施設管理 畜産施設は、引き継ぐ。</p> <p>&lt; 水産振興事業 &gt;</p> <p>(1) 内水面漁業 岸田川漁業協同組合の定額助成は、廃止する。 稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は、引き継ぐ。</p> <p>(2) 海面漁業 アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は、引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目		23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目		農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (農林振興事業) (H15実績)			
区分		浜坂町	温泉町
水田農業構造改革事業	産地づくり対策交付金 (H16~)	振興作物栽培助成(大豆、小豆、キャベツ、きゅうり、花き、種苗類、飼料作物) 転作作物栽培助成(振興作物以外の作物) 担い手加算助成 水田放牧助成 堆肥助成 水田農業推進協議会運営費	振興作物栽培助成(大豆、小豆、キャベツ、そば、ネギ、ピーマン、飼料作物) 転作作物栽培助成(振興作物以外の作物) 振興作物(小豆=美方大納言)出荷助成 特徴ある米(減農薬、減化学肥料米)助成 土づくり(堆肥購入)助成 棚田特産物(山椒)苗木購入助成 耕畜連携飼料作物作付け助成 水田放牧利用助成 景観形成(地力増進作物含む)助成
	集落転作推進活動事業	内容：地域ぐるみの推進活動(農会) 事業費：1,334千円 補助金：667千円	
利子補給	農業振興資金・近代化資金利子補給	補給率：牛0.5% 機械1.0% 期間：5ヶ年 実績：8件 31千円 残高：8件 5,577千円	補給率：年1.0% 期間：5ヶ年 実績：16件 34千円 残高：16件 11,955千円
団体・組織	補助金	農会長会 補助金：259千円 水稻生産者組合 補助金：40千円 そ菜園芸組合 補助金：43千円 果樹園芸組合 補助金：12千円 花木生産組合 補助金：15千円 みかた有機米部会 補助金：10千円 浜坂町つちかおり米部会 補助金：25千円 林業研究グループ 補助金：20千円 緑の少年団 補助金：332千円	農会長協議会 補助金：156千円 農作業受委託組織 補助金：13千円
事業助成	活動助成	農産加工女性グループ育成事業 補助金：むらづくり活動に対し助成。5年間 45千円/1団体/年 環境保全型農業育成事業 補助金：堆肥の農地還元 1,000円/t/10a 農業小学校事業 補助金：稲・野菜の栽培体験 36,000円/1校	適地適産奨励事業 補助金：苗木・種苗・菌の購入費の30%以内
	施設整備助成	ビニールハウス設置経営助成事業 補助金：89,000円/1棟	農業近代化施設整備事業 補助金：共同建物、機械器具類の30%以内 (国・県補助の場合は10%以内) 簡易農道新設改良事業 補助金：資材費の50%以内 3,500円/m(基準額7,000円/m) 簡易農道舗装事業 補助金：生コン資材費の50%以内 小規模ほ場整備事業 補助金：資材・加工・機械器具の50%以内
土地改良事業	管理・修繕	分担金 補助残の30%	分担金 事業費の45%



事務事業調整報告書

協議項目		23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目		農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
区分		浜坂町	温泉町
林道等整備事業	林道整備事業	分担金 開設事業：補助残の30%(峰越しは負担なし) 自治区等の所有は買収・補償は行わない	分担金 開設事業：事業費の25% 用地補償費の50% 改良事業：事業費の25% 用地補償費の50% 舗装事業：事業費の30% 用地補償費の50% 作業道：事業費の50% 用地補償費の50%
	作業道開設事業	補助金：簡易作業道500円/m 普通作業道1,000円/m	補助金：簡易作業道500円/m 普通作業道1,000円/m
	枝打推進事業		補助金：林齢10～15年生 3,000円/ha 15～20年生 4,000円/ha 20～25年生 5,000円/ha
有害鳥獣対策事業	補助金	シカ・イノシシ捕獲檻設置 県補助率1/2 上限100千円 実績(累計)：3基 イノシシ防護柵設置 県補助率1/2 上限なし 有害鳥獣防除事業補助金(捕獲檻設置事業) 町補助率1/2 上限50千円	イノシシ捕獲柵設置 集落1基目：全額補助 集落2基目：1/2補助 集落3基目以降：集落全額負担 実績(累計)：28基 電気柵等設置 補助金：資材価格50%以内590円/1m限度
	緑化推進事業	緑の募金 春募金 100円/戸 秋募金 220円/職員 街頭募金(浜坂町麒麟獅子マラソン大会) 緑の募金によるふるさと巨樹保存事業 正法庵大スダジイ(3年ごと)	緑化推進事業 対象：植栽、保育、付帯施設等 補助金：標準施行経費の30%以内
3 - 2 . 事務事業現況比較表(畜産振興事業) (H15実績)			
区分		浜坂町	温泉町
団体・組織		和牛振興組合 補助金：365千円	和牛振興会 補助金：300千円
共進会等		子牛品評会 事業費：200千円 規模：種牛の部 40頭 肉牛の部 15頭 兵庫県畜産共進会 規模：1頭 補助金：50千円/頭	子牛共進会 事業費：463千円 規模：種牛の部 100頭 肉牛の部 40頭 2才雌牛共進会 規模：35頭 兵庫県畜産共進会 規模：5頭 補助金：50千円/頭
互助共済事業			子牛流死産互助共済事業 給付金：流死産70千円/頭 不妊牛20千円/頭 負担金：町1,200円/頭 (JA600円、農家800円)
利子補給制度		子牛代金前払制度利子補給 補給率：制度資金基準金利の30%以内	子牛代金前払制度利子補給 補給率：制度資金基準金利の30%以内 但馬牛肥育事業利子補給 補給率 肥育素牛導入利子補給：2%以内 肥育購入飼料利子補給：1%以内
優良牛確保事業		優良雌子牛保留対策事業 補助金：郡内産雌子牛の導入及び自家保留 30千円/頭	優良牛確保事業 補助金 斡旋会での購入：200千円/頭 牛市で40万円以上の購入：150千円/頭 40万円以上の子牛の保留：150千円/頭 波系子牛購入及び保留：50千円/頭

事務事業調整報告書

協議項目	23-9 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)	産業経済部会
協議細目	農林振興事業、畜産振興事業、水産振興事業	
区分	浜坂町	温泉町
肉用牛貸付事業	町有肉用雌牛貸付事業 貸付頭数：15頭以内/年 貸付限度額：500千円/頭 飼養管理期間：5年間	
施設整備事業		牛舎設置事業 補助金 事業費の50%又は1頭当り20万円のいずれか低い額 補助対象事業費の10%又は300万円のいずれか低い額 対象事業費の30%又は200万円のいずれか低い額 放牧場整備事業 補助金：原材料費の50%以内
施設管理	肉用牛管理施設 集会施設、品評会会場として利用	肉用牛生産施設 畜舎3棟(100頭)、付帯施設 使用料1,300千円/年

3 - 3 . 事務事業現況比較表 (水産振興事業)

(H15実績)

区分	浜坂町	温泉町	
内水面漁業	団体・組織	岸田川漁業協同組合	岸田川漁業協同組合 補助金：100千円
	稚魚等放流事業	繁殖保護事業 事業量：アユ1,000kg コイ1,000尾 ウナギ100kg モクズガニ134.5kg サケ移入卵400,000粒 補助金：800千円(岸田川漁協)	サクラマスの里づくり事業 事業量：稚魚25,000匹 発眼卵100,000粒埋設 委託料：1,000千円(岸田川漁協)  ヤマメ放流事業 事業量：稚魚6,300匹 原材料費：200千円(霧滝養魚組合)
	外来魚駆除事業	外来魚駆除事業 事業量：年8回 補助金：350千円	外来魚被害緊急対策事業 事業量：3ヶ所(溜池) 委託金：500千円
海面漁業	種苗等放流事業	アワビ等中間育成種苗導入事業 事業量：アワビ60,000個 補助金：515千円(浜坂町漁協： 事業費の1/3X90/100)	
	利子補給	漁船建造資金利子補給 補給率：20t未満 借入金の10/1000以内 20t以上 借入金の3/1000以内 補給額：なし	
	共済加入促進	漁獲共済加入促進事業 補助率：共済掛金の1/3以内 補助金：639千円	